

# 株式会社アイソネットライン

## 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

2021年7月1日現在

内容	活動報告
(1) 輸送の安全に関する基本方針	2018年6月18日改定(別紙参照)
(2) 輸送の安全に関する目標	<p>2021年度 安全目標 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保を徹底する。</p> <p>1. 関係法令等の遵守</p> <p>(1) 運輸安全マネジメント要求事項に対し、関係法令等を常時遵守する管理体制を確立する。 (2) 運行管理者・整備管理者に法的責任、役割を理解させる為、定期的な教育を実施継続し、『点呼は安全運行の最後の砦』であることを認識させ、点呼を執行させる。 (3) 積極的な乗務員の採用活動により、適正人員を確保し、働き方改革の推進、改善基準告示違反の防止、働きやすい職場環境を整える。 (4) 『貨物自動車運送事業者が運転手に対して行なう指導及び監督の指針に関する教育』(法定12項目教育)について十分な時間をかけ、理解したことを見極め、安全スキルの高い乗務員を育成する。 (5) 残留アルコール検出者の撲滅に向けた有効な教育を飲酒運転防止インストラクターに年4回(4月・6月・9月・12月)実施させる。</p> <p>2. 輸送の安全の確保</p> <p>(1) 第一当事者での自動車事故報告書提出義務に該当する事故を発生させない。 (2) 2020年度有責事故26件を半減させる。(2020年2月末実績対比) ※2020年度26件 ⇒50%以上削減 13件以下 (3) 営業所長は運行管理者が常時ドライブレコーダーから乗務員の危険な習慣を見落とさなく乗務員個々の特性に合わせた改善指導が出来るよう、所内にて常時ドライブレコーダー研修会等を開催し、解析スキルを同一水準に向上させること。 (4) 営業所長、運行管理者は、乗務員にヒヤリ・ハット情報を積極的に報告させ、有責事故を未然に防ぐための予防措置に取り組むこと。 (5) 営業所長は、重大事故の一因ともなる睡眠時無呼吸症候群(SAS)簡易検査にて、精密検査受診対象となった者に精密検査を受信させる。 (6) 営業所長は、管理監督者、乗務員を社内・社外安全研修へ積極的に参加させ、管理スキル、安全運転スキルを向上させること。 (7) 営業所長は、安全方針、年度目標、安全推進重点指導項目、その他の安全確保に関する情報について、確実に伝達出来る管理体制を作り、乗務員とのコミュニケーションを活性化させ、交通事故、クレーム等を発生させない。 (8) 営業所長は、利害関係者からの苦情等が発生しないよう、自他営業所等にて発生した事例等を速やかに全従業員へ展開し、対処すること。 (9) 営業所長は、優良添乗指導員を配置出来るよう育成すること。 (10) 営業所長は、年間教育・訓練計画を計画通り滞りなく遂行すること。</p>
(3) 自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する統計	<p>2018年度 重大事故発生なし 2019年度 重大事故発生なし 2020年度 重大事故発生なし</p>
(4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	別紙参照
(5) 輸送の安全に関する重点施策	<p>輸送の安全に関する重点施策を以下の通り定める。</p> <p>1. 営業所長、本社スタッフは、輸送の安全に関する基本方針(第3条参照)に基づき、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。 (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。 (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講ずること。 (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。 (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。</p> <p>2. グループ間で密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。</p> <p>3. 外注先を利用する場合にあっては、外注先の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、外注先と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、外注先の輸送の安全の向上に協力するよう努める。</p>
(6) 輸送の安全に関する計画	<p>2021年度 教育訓練計画は以下の通り実施する。(株式会社C&amp;FロジHD 安全管理部主催)</p> <p>【管理者教育】 運行管理者教育(コンプライアンス推進担当者会議にて) 整備管理者教育(コンプライアンス推進担当者会議にて) 運行管理者実務研修(講師:社内担当者 インターリスク総研)</p> <p>【安全実技研修】 新人(乗務員選任前)研修(講師:社内担当者 C&amp;FロジHD本社にて) 事故惹起者教育(講師:社内担当者 C&amp;FロジHD本社にて) 乗務員安全研修(交通教育センター レインボー埼玉、浜名湖にて) 添乗指導員養成研修(交通教育センター レインボー埼玉、浜名湖にて) 安全運転管理研修(日野自動車 お客様テクニカルセンターにて)</p> <p>【安全研修】 乗務員安全研修(講師:社内担当者 関東・東海のエリア別に開催)</p> <p>【部署内教育】 各部署で実施</p> <p>【その他研修】 アイソネットライン本社主催による新人乗務員研修(外部講師:プロデキューブ他)</p>
(7) 事故、災害等に関する報告連絡体制	<p>事故・災害等に関する報告連絡体制を以下の通り定める。</p> <p>1. 営業所長は、事故・災害等に関する報告を「自動車事故報告書:様式1」「労災事故報告書:様式1」にて安全統括管理者、社長、C&amp;FロジHD及び社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。</p> <p>2. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、前項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。</p> <p>3. 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号 運行管理規程参照)に定める事故・災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。</p> <p>4. 事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制の詳細を「運行管理規程」に定める。</p> <p>5. 事故・災害等に対する再発防止については第16条に基づき実施する。</p>
(8) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画	<p>輸送の安全に関する教育・訓練について以下の通り定める。</p> <p>教育・訓練の具体的な計画を策定し、着実に実施する。</p> <p>1. 運転者に対する法で定められた教育</p> <p>2. 添乗指導</p> <p>(1) 新規採用時⇒ 選任見極め後1ヶ月以内に1回目、その後2ヶ月毎に1年間継続して実施する。 (2) 事故発生時⇒ 再選任見極め後1ヶ月以内に1回目、その後2ヶ月毎に1年間継続して実施する。 (3) 65歳以上⇒ 65歳になった直後1ヶ月以内に1回目、その後2ヶ月毎に継続して実施する。 (4) 50歳以上⇒ 上期1回以上、下期1回以上の実施となるように実施する。 (5) 一般運転者⇒ 2年以内に1回以上実施する。 いずれも予め計画を立てて実施する。</p> <p>3. 新規採用者教育</p> <p>4. 事故発生者教育</p> <p>5. 適性診断(法定以外一般運転者に対して3年に1回以上実施する。)</p> <p>(1) 一般診断 (2) OD式安全性テスト (3) 運転シミュレーターマシンを使用した診断 等</p> <p>6. 危険予知訓練</p> <p>7. 個人面談</p> <p>8. 普通救命講習</p> <p>9. 運転記録証明</p> <p>10. その他の教育・訓練</p> <p>各部署長は、輸送の安全に関する教育・訓練の記録を「運輸安全教育・訓練実施記録書」等に記載し維持する。</p>
(9) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	<p>2020年度(4月-3月)の内部監査結果 グループ業務監査実施部署数=6部署 社内監査実施部署数=4部署</p> <p>上記を踏まえた措置内容 内部監査による改善事項=17件</p>
(10) 輸送の安全に関する予算等の実績額	<p>【2020年度実績】 新規導入自社車両4台に対しデジタルタコグラフを装着。</p>
(11) 安全統括管理者 安全管理規程	<p>【安全統括管理者】 取締役 業務部長 長澤 義明</p> <p>【安全管理規程】 別紙参照(令和2年6月10日改定 第3版)</p>